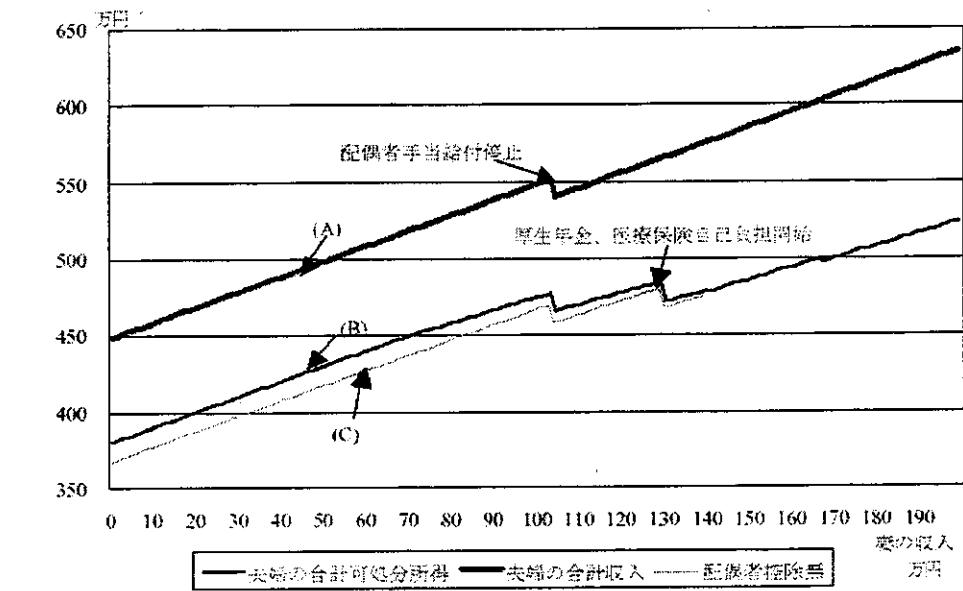


会保険料を含む) が非連続的に上昇するポイントとしては、以下の 3 つがある。第 1 は、妻の年収が 70 万円に達するポイントで、ここから配偶者特別控除の減額が始まる。第 2 は、年収 103 万円のポイントで、妻に対して所得税が課されるようになる。また、多くの企業は妻の年収 103 万円を配偶者手当の支給を停止する限度額としているため、配偶者手当が支給されていた世帯ではここで実効限界税率上昇がさらに大きくなる³。第 3 は、年収 130 万円のポイントで、ここから妻の社会保険加入に伴う保険料負担が発生する。その状況を図で示すと以下のようになる。

³ 『平成 9 年賃金労働時間制度等総合調査』(旧労働省) によると、配偶者手当の支給制限を設けている企業のうち 76.4% は 103 万円を、15.4% は 130 万円を限度額としている。なお、企業規模 1,000 人以上の大企業では、86.7% が 103 万円に限度を設定している。

図 妻の収入の増加と夫婦の合計可処分所得の変化



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」賃金労働時間制度等総合調査報告書 平成9年より作成。
2. 夫の給与所得は30～39歳平均の496.4万円、配偶者手当は全企業平均の1.05万円。
3. 税制シミュレーションモデルを使用、30歳夫婦子供無しの給与所得者(厚生年金加入)が対象。
4. 夫婦の可処分所得=収入(給与収入合計+配偶者手当)-税額(所得税+住民税)-社会保険料。

(出所) 横口ほか(2001)。

注意すべき点としては、実効限界税率が急上昇するこれらのポイントのうちいくつかは、もっぱら夫が被用者年金に加入する雇用者（国民年金の第2号被保険者）である世帯で生じることである。例えば夫が国民年金の第1号被保険者であったり、すでに年金受給開始年齢に達して被保険者資格を喪失していたりする場合、妻は第3号被保険者になることはできないので、第1号あるいは第2号として就業状態や所得に関わりなく何らかの社会保険料負担をしているはずである。したがって、年収130万円で社会保険料賦課による実効限界税率の上昇に直面することはない。また、夫が被用者でなければ配偶者手当が支給されていない可能性が高いので、年収103万円での実効限界税率の上昇幅は夫が被用者である世帯と比較してはるかに小さくなる。

したがって、有配偶女性の年収分布については、つぎのような特徴が観察されるはずである。それらを仮説としてまとめておこう。

H1：有配偶女性労働者の年収分布は、年収70万円、103万円でスパイクを持つ。

H2：103万円でのスパイクは、夫が大企業・官公庁に勤務する世帯でより大きい。これらの世帯では配偶者手当が支給停止となる影響がより大きいためである。

H3：夫が第2号被保険者でない場合、妻は就業状態や所得に関わりなく第3号被保険者に

なることができないので、年収 130 万円は「壁」とはならない。そのため年収 103～130 万円の間に分布する割合は夫が第 2 号被保険者である場合よりも多い。

さらに、有配偶女性の労働時間分布については、以下のような仮説が考えられる。

H4：有配偶女性の週間労働時間分布は、30 時間ないし 33 時間未満のところにスパイクをもつ。これは常用労働者の 4 分の 3 以上の労働時間に達すると、被用者保険に加入して社会保険料が賦課されるため世帯単位での実効限界税率が急上昇するためである。

H5：夫が第 2 号被保険者でない場合、上述したスパイクはより小さい。こうした世帯では、妻は無業の場合でも国民年金の第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付している。したがって、労働時間が常用労働者の 4 分の 3 を超えて厚生年金が適用されることになつても、世帯単位での社会保険料負担の増加幅は、夫が第 2 号被保険者である場合と比較して小さいと考えられるからである⁴。

5. 既存研究サーベイ

この節では、女性労働と税制や社会保障制度に関するこれまでの主な実証研究成果をサーベイする。

(1) 樋口(1995)

ここで使用されたデータは旧労働省『パートタイム労働者総合実態調査』(1990 年) の個票である。サンプルは 1 万 5000 人の有配偶女性で、彼女らを対象として説明変数に就業調整ダミー含めて年間労働時間関数を OLS で推定し、税制や社会保障制度の就業調整効果を計測している。同様にして時間当たり賃金率関数も OLS 推定し、就業調整が労働時間に与える影響と賃金率に与える影響を比較検討している⁵。その結果、

年間労働時間への短縮効果 (12～25%) > 時間当たり賃金率の抑制効果 (3～5%)
となり、収入調整は労働時間短縮をもたらす効果のほうが大きいと述べている。

(2) 安部・大竹(1995)

使用したデータは樋口(1995)と同様、労働省『パートタイム労働者総合実態調査』(1990 年) である。分析対象としたサンプルは、DINKS (既婚・子供なし夫婦世帯の) パートが 1612 人、未婚パートが 3167 人である。未婚パートをコントロール・グループとして、労

⁴ 妻の所得水準が低い場合、世帯単位での社会保険料負担は減少する可能性もある。標準報酬等級の低いほうでは、厚生年金保険料は、定額で徴収される国民年金保険料より低いからである。

⁵ 「労働時間が抑制される場合と時給が抑制される場合では、パートタイマー市場に与える影響は大きく異なる。労働時間の抑制される効果が大きければ、そのことは労働供給を削減する力として働くわけであるから、市場全体の均衡賃金にはプラスの、すなわち引き上げ効果が生じる。ところが時給を抑制する力のほうが大きいとなると、逆にこれは労働者間による時給の引き下げ競争をもたらす可能性が出てくる。」(樋口、1995 年)。

働時間と賃金率についてグループ間で平均値の差の検定を行った上で、労働供給（年間労働時間）の賃金弾力性を OLS と操作変数法で計測している。

その結果、有配偶女性の年収や労働時間分布が税制・社会保障制度・配偶者手当によって実効税率が急上昇するポイントにスパイクを持つ構造であることが示され、賃金が上昇する際には、DINKS パートのほうが未婚パートよりも労働時間を短縮する度合が大きいことが明らかになった。これは所得効果が代替効果を上回ったためというよりも、税制や社会保障制度のために労働時間を調整している可能性が高いからであると分析している。

(3) 安部(1999)、安部(2002)

使用されたデータは旧労働省『パートタイム労働者総合実態調査』(1990 年、1995 年)2 年分の個票である。この分析では、所得要件や労働時間要件を満たしている場合には、湯配偶女性が未婚女性よりも社会保険に加入しない傾向はない結論している。

(4) 横口・西崎・川崎・辻(2001)

使用されたデータは、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の 1993~1996 年分の個票である。このうち独身女性 251 人、既婚女性 589 人について配偶者控除制度の就業選択に及ぼす影響を把握するため、正社員、無業者、配偶者控除制度適用枠内パート、適用枠外パートのどの就業形態を選択するかを multinomial logit model で分析している。さらに、配偶者控除の拡充された 1995 年前後の期間を対象に、パートタイム労働者 65 人、正社員 (control group) 88 人をサンプルとして就業・不就業選択についての differences-in-differences estimation を probit model で行っている。同様に労働時間についても DID estimation を OLS で行っている。その結果、配偶者控除等の控除額増額・適用所得上限額の引き上げは有配偶女性の労働力化を高める半面、適用範囲内でのパート就業・労働時間の増加を促進すると分析している。

6. 考察

既存研究における主な論点をまとめておこう。

- ・ 有配偶女性労働者の年収分布は、103 万円でスパイクをもち、特に夫が大企業や官公庁に勤務する場合に顕著である。これは社会保障制度や所得税制のほかに、企業における配偶者手当の影響が強いとみられる。
- ・ 有配偶女性パートタイム労働者の労働時間の賃金弾力性は負値で、賃金が上昇すると労働時間を短縮する傾向にある。
- ・ 就業調整の方法としてはあえて低賃金労働を選択する方法と、労働時間を短くする方法の 2 通りが考えられるが、既存研究の結果では、労働時間で調整するケースのほうが一般的のようである。

既存研究にまつわる最大の問題点は、夫の属性が妻の労働供給に及ぼす影響を把握して

いないことである。これは主な既存研究のデータソースとなっている『パートタイム労働者総合実態調査』が世帯情報をほとんど含んでいないため、夫の公的年金上の地位や夫の所得水準など、家計単位での労働供給の意志決定に大きな影響を及ぼすとみられる変数が欠けている。従って、これらの情報を含めた形での実証分析が必要である。とくに、パートタイム労働者への社会保険適用の拡大が議論されている現在、改革案が実施された場合にパート賃金や労働時間にどのような影響が生じるか、夫の情報を含めた形での分析が必要である。これらは当研究プロジェクトにおける今後の課題としたい。

以上

参考文献

- 安部由起子(1999)「女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析」,『季刊社会保障研究』Vol. 35, No. 1, pp. 77-95.
- 安部由起子(2002)「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」, 小椋正立・デービッド・ワイス編『日米比較 医療制度改革』, 日本経済新聞社, pp. 87-131.
- 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」,『季刊社会保障研究』Vol. 31, No. 2, pp. 120-134.
- 樋口美雄(1995)「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』, 日本経済新聞社, pp. 185-219, .
- 樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦(2001)「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」, 景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー, DP/01-4, 内閣府政策統括官(経済財政一景気判断・政策分析担当), 2001年8月.

4. 社会保障給付費が社会保障負担に及ぼす影響に関する 国際比較研究

—平成14年度『社会保護支出統計』における財源と実態の動向—

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所室長 勝又 幸子

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「社会保障負担のあり方に関する研究」

分担研究報告書

「社会保障給付費が社会保障負担に及ぼす影響に関する国際比較研究 －平成14年度『社会保護支出統計』における財源の実態と動向－」

分担研究者 勝又幸子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨：本研究では欧州委員会統計局（ユーロスタット）がとりまとめて公表している『社会保護支出統計』（以下 ESSPROS と表記）を資料として、欧州連合（EU）に加盟する諸外国の社会保護の財源構造について考察した。

A. 研究目的

社会保険支出の規模はその国の社会経済的な状況と社会政策の考え方と目標によって異なっている。一方、その社会保険支出の財源をどのように確保しているかという、「社会保障負担のあり方」の考え方も各国で様々である。本研究では現状で諸外国がどのような財源構造で社会保険政策を行っているのかを知り、過去どのような財源構造の変化があったかを観察することである。

B. 研究方法

『社会保護支出統計』（以下 ESSPROS と表記）2001 エディションのデータを下として、欧州委員会の報告書「欧州の社会保険 2001 報告書」（Social protection in Europe 2001）を参考しながら、動向を検証した。

（倫理面への配慮）

使用データの性格上必要なし

C. 研究結果

○社会保険の財源の求め方については依然

として、加盟国間に大きな違いが認められる。最も大きな財源は社会保険拠出であることに変わりはないが、1990 年代を通じて税財源の重要性が増し、そして社会保険拠出の割合が 1990 年代を通じて減少してきた。1990 年代前半は雇用主拠出の減少、後半は被保険者拠出の減少に特徴がある。

○社会保険支出の財源構成では大きく 2 つのグループ分けができる。(1) 社会保険拠出に多くの比重（三分の二）をおいた財源構成の国（ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、オランダ、オーストリア）(2) 保険拠出以外が 60%～28%までの間に散らばっている国のグループ（最低は 28%のデンマーク）

○EU の平均をとると、社会保険料拠出割合は 1990 年代から徐々に減りつづけている。1990 年には平均 66%だったのが、1994 年には 63.5%、1999 年には 60.5%となった。この背景には、社会保険料負担を軽減することで雇用を創出する政策が取られたことが影響している。

D. 考察	F. 健康危険情報
<p>社会保険料財源がほとんどの国で変わらず最も大きな財源であることに変わりはないものの、一般政府の税財源による収入が増えて来たことには、それぞれの国の異なる事情や政策意図があることに注意しなければならない。フランスは労働時間短縮とのトレードオフで雇用主の社会保険料拠出が減少した。1990 年代前半は雇用主拠出の減少、後半は被保険者拠出の減少に特徴がある。後半に 1994 年～1999 年にかけて、特にベルギーでは 42%から 49.5%へ、オランダでは 19%～28.5%へ、雇用主拠出が増加した。特に、雇用主負担の増加については、法律上規定された雇用主拠出の他に ESSPROS の定義上含まれる、労使協定によって実施されている追加的給付などが含まれていることにも注意しなければならない。</p> <p>財源の変化を EU 全体で見ると同時に、個別の国の事情を注意深く観察する必要がある。</p>	なし
G. 研究発表	
1. 論文発表	なし
2. 学会発表	なし
H. 知的所有権の出願・登録状況	
1. 特許取得	なし
2. 実用新案登録	なし
3. その他	なし

E. 結論

本研究では、EU 全体の動向を中心に観察したが、平均では語れない、多様な各国の動きを見ていく必要がある。とくに、雇用政策との関係を注意しなければならない。また、ESSPROS の場合、労働協約による労使間の給付（例えば、職域年金や追加の有給休暇など）を社会保護支出の範囲に考えている。日本においても、労働コストの合理化の為に、配偶者手当の見直しや退職金制度の見直しが行われており、ESSPROS と照らし合わせてどの部分が日本において当てはまるかを検討する必要がある。

「社会保障負担のあり方に関する研究」

分担 「社会保障給付費が社会保障負担に及ぼす影響に関する国際比較研究」

平成14年度『社会保護支出統計』における財源の実態と動向

国立社会保障・人口問題研究所

総合企画部第3室長

勝又幸子

目的

社会保障支出の規模はその国の社会経済的な状況と社会政策の考え方と目標によって異なっている。一方、その社会保障支出の財源をどのように確保しているかという、「社会保障負担のあり方」の考え方も各国で様々である。本研究では現状で諸外国がどのような財源構造で社会保障政策を行っているのかを知り、過去どのような財源構造の変化があったかを観察することである。その実態から日本が学ぶべきことが何であり、それがどのような視点でとらえられるべきかを考えるヒントとしたい。

研究方法

社会保障の費用の国際比較は通常国際機関がとりまとめているデータをもちいて行われることが多い。それは、各国データの利用可能性に限界があるからである。ここで意味する利用可能性とは、そもそも「社会保障」「社会政策」とは何か、どのような施策をその範疇とするのかという基本的共通理解が存在しないので利用できないということである。したがって、たとえ研究者が独自の定義を作ったとしても、その定義に合うようなデータは容易に収集することができないのである。しかし、国際機関ならそのような問題に解答を出すことができると考えるのは早計である。それぞれの国際機関にはその統計のとりまとめの目的と意義があり、そのための定義をおこない、データをとりまとめているのであり、普遍的な共通理解を目指して統計をとりまとめている訳ではない。ここで利用する統計『社会保護支出統計』(以下 ESSPROS と表記) も例外ではない。欧州委員会 (European Commission: 共同体法を提案し実施する権限をもつ委員会) の部局の統計局 (EUROSTAT: ヨーロスタット) が毎年 ESSPROS を集計し公表している。その動向は、欧州委員会が出る報告書『欧州における社会保護』というレポートの基礎資料として引用される。欧州委員会の第1の意図は「強固な社会保護政策によりもたらされる欧州の統合」の実現である。したがって、EU 非加盟国と比較することは意図していない。そこでこの研究では日本のデータとの比較という課題をいったん別の作業として棚上げし、EU 諸国における動向だけについて考察をする。

1990年代以降の社会保護支出と収入の動向概要

以下では、「欧州の社会保護 2001 報告書」(Social protection in Europe 2001)¹から、社会保護統計、最近の分析を紹介する。

- ① 1990年代後半、社会保護支出の伸びはGDPの伸びを僅かに下回り緩慢な増加にとどまった。しかし、EU圏内の国による違いは大きく、GDP比率で33%のスウェーデンから15%のアイルランドまで違いがある。
- ② 1990年代後半の社会保護支出の伸びの鈍化は、雇用創出による失業者とその家族に対する給付の削減にあると考えられるが、それに加え加盟国が達成すべき財政赤字の改善（マーストリヒト条約に基づく）に努力した結果でもある。
- ③ 社会保護の多くが、老齢年金と医療に費やされている。医療費の多くが高齢者によって使われていることを考えれば、経済活動から引退した世代への給付が社会保護の中心となしていることになる。失業にはGDP比率で1.7%、一方老齢年金には12.1%、医療には6%が支出されている。
- ④ EU圏内の人口高齢化は依然として進行しているが、それが支出の増加に直接的に影響を与えていたとは言えない状況がでてきている。例えば、育児や家族に対する支出、社会的排除にたいする支出の伸びがGDPの伸びより大きく、近年大きく伸びていることが観察される。
- ⑤ 社会保護の財源の求め方については依然として、加盟国間に大きな違いが認められる。最も大きな財源は社会保険拠出であることに変わりはないが、1990年代を通じて税財源の重要性が増してきた、そして社会保険拠出の割合が1990年代を通じて減少してきた。1990年代前半は雇用主拠出の減少、後半は被保険者拠出の減少に特徴がある。
- ⑥ 社会保護歳入は社会保護支出より僅かに大きな規模となっている。将来の人口高齢化に備える積立金があるからである。
- ⑦ 一人当たりの社会保護支出の規模の違いを比較してEU圏内に4つのグループが観察できる。(1)購買力平価換算(PPS)で3500以下のグループ(ギリシャ、スペイン、アイルランド、ポルトガル)(2)5500～5900 PPSのグループ(イタリア、フィンランド、イギリス)(3)6400～6700 PPSのグループ(ベルギー、ドイツ、フランス、オーストリア)(4)6900 PPS以上のグループ(デンマーク、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン)
- ⑧ 社会保護支出の財源構成では大きく2つのグループ分けができる。(1)社会保険拠出に多くの比重(三分の二)をおいた財源構造の国(ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、オランダ、オーストリア)(2)保険拠出以外が60%～28%までの間に散らばっている国のグループ(最低は28%のデンマーク)
- ⑨ EUの平均をとると、社会保険料拠出割合は1990年代から徐々に減りつづけている。1990年には平均66%だったのが、1994年に63.5%、1999年には60.5%となった。この背景に

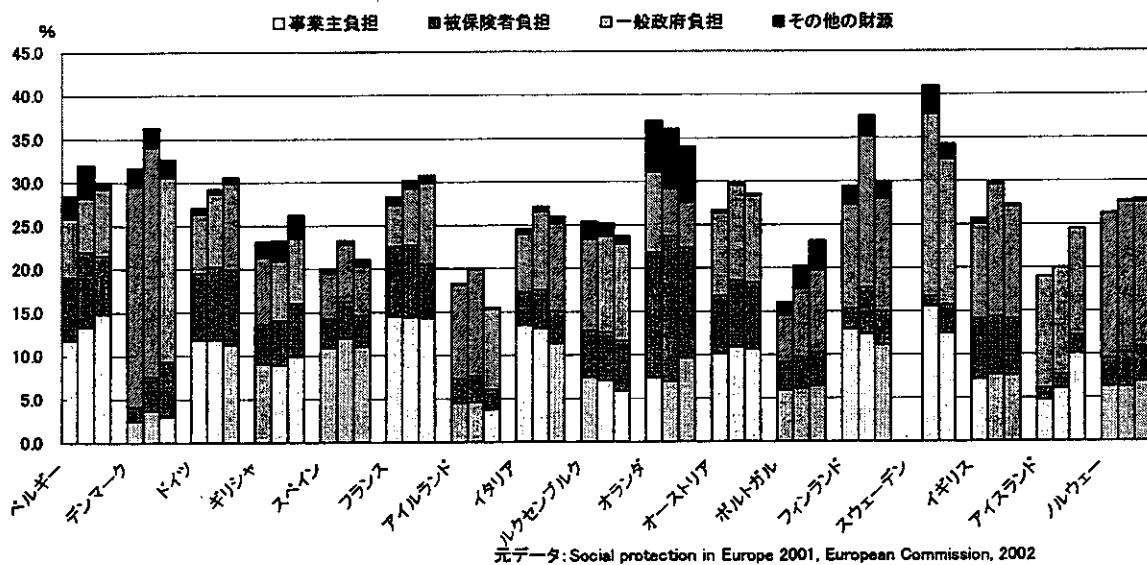
¹ Social protection in Europe 2001, European Commission, 2002 (ISBN 92-894-3892-4)

は、社会保険料担を軽減することで雇用を創出する政策が取られたことが影響している。

- ⑩ 相対的に社会保険料拠出の役割が増加した国もある。(1995年以降のベルギー、1990年以降のデンマーク、1993年以降のスウェーデンとオランダ)
- ⑪ フランス(1990年80%から1999年67%)とイタリー(1990年70%から1999年58%)では社会保険料割合の縮小が著しかった。
- ⑫ 社会保険料の割合は縮小したが、拠出の内訳を見ると変化があった。1990年代前半は雇用主拠出の減少、後半は被保険者拠出の減少に特徴がある。後半に1994年～1999年にかけて、特にベルギーでは42%から49.5%へ、オランダでは19%～28.5%へ、雇用主拠出が増加した。ベルギーの場合統計区分の変更による影響がありその影響を除くと大きな変化はなかった。
- ⑬ 雇用主負担の増加については、法律上規定された雇用主拠出の他にESSPROSの定義上含まれる、労使協定によって実施されている追加的給付などが含まれていることにも注意しなければならない。
- ⑭ 社会保険料拠出の積立金は1990年代を通じて対GDP比率で僅かに減少した。少数の国々(ベルギー、デンマーク、ギリシャ、オーストリア)で社会保険料拠出が僅かに増加した。特にオランダにおいては、1997年から1998年にかけて被保険者拠出から雇用主拠出へシフトが行われた。
- ⑮ 労働費用や雇用者給与については1990年台を通じて対GDP比率で僅かだが下がった。EUの平均では社会保険料拠出としては1999年レベルは1990年よりあがったものの、1994年レベルより下がっている。1994年～1999年にかけて雇用主拠出の減少は労働費用を1%引き下げ、被保険者拠出の減少は労働費用を1%弱引き下げた。拠出の減少によって2%以上の労働費用の削減が達成されたのはフィンランドとフランスの2カ国だけで、デンマークとギリシャではむしろ拠出増で労働費用が増加している。
- ⑯ 社会保護の収支差については、オーストリアを除く他の国々では歳入が支出よりも大きくなっている。EU圏内の平均で歳入は対GDP比率で約1%歳出を上回っていた。1999年の実績で収支差がプラスで最も大きかったのはオランダで対GDP比率で6%も上回った。(オランダでは収入が支出を20%も上回っていたことになる。)デンマークとフィンランドでは対GDP比率で3%、ポルトガルとイギリスではほんの僅かでオーストリアでは支出を下回る収入だった。
- ⑰ 収入の規模から社会保護を見ると、支出の規模からみると異なり、オランダとデンマークが上位にあがってくる。
- ⑱ フランスでは傷病手当金の財源が社会保険料拠出から税財源(CSG)に変わったこと。週35時間の労働時間短縮の実現のために、35時間制を導入した雇用主の低賃金労働者の雇用主社会保険料負担が軽減された。そのため低賃金労働者を雇うメリットが増した。社会保険料の歳入減はたばこ税の10%増税によって補填された。
- ⑲ スウェーデンでは2000年に雇用主負担を0.14%減らして名目32.92%にしたが、これが

- 被保険者の拠出に転嫁されて全体としての負担限につながらなかった。そこで、雇用者の年金保険料を自営業者の医療保険料を上げた。
- ㉙ 2000 年 1 月オーストリアでは自営業者と農業者の年金保険料を 0.5%引き上げた。同時に自営業者については、標準報酬月額の上限を引き下げ、農業者に対しては引き上げた。業務災害保障で得た給付を 2001 年 1 月から課税所得とした。これによって 2~3% の歳入増を見込んでいる。

グラフ1 財源別対GDP比率の動向(左から1990年1994年1999年)



ESSPROS における二つの財源分類

ESSPROS では、財源を 2 つの分類方法でまとめ表している。「社会保護制度の収入の種類別分類」「社会保護制度の収入発生源となる制度部門の分類」前者は ILO の区分と類似しているが後者は ESSPROS 独自の分類方法である。

A) 「社会保護制度の収入の種類別分類」

1 社会保険拠出

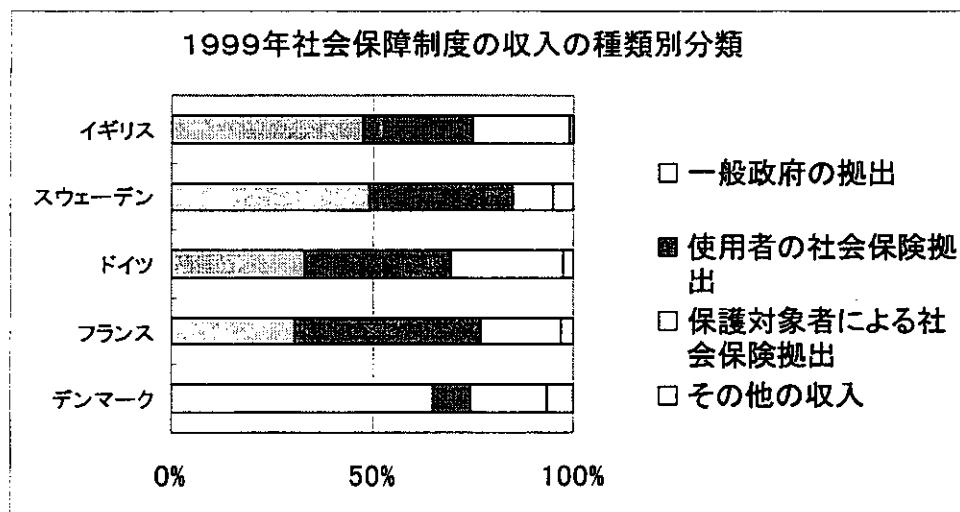
使用者の社会保険拠出

保護対象者による社会保険拠出

2 一般政府の拠出

3 他の制度からの移転

4 その他の収入



B) 「社会保護制度の収入発生源となる制度部門の分類」

1 全居住者制度的単位

11 法人企業（非金融法人企業、金融機関）

12 一般政府

中央政府

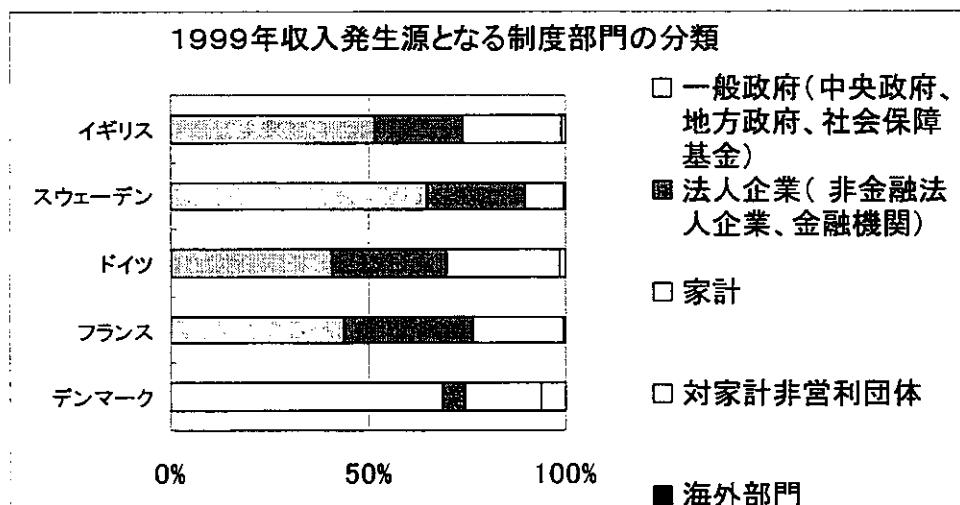
州政府および地方政府

社会保障基金

13 家計

14 対家計非営利団体

2 海外部門



二つの分類は収入総額では同額である。ESSPROSに限ったことではないが、この種のマクロ統計は、初めに「社会保護支出」として積み上げるべき費用を選び、そこに積み上げられた費用の財源を分類する方法で集計される。従って、財源の種類は給付によって規定さ

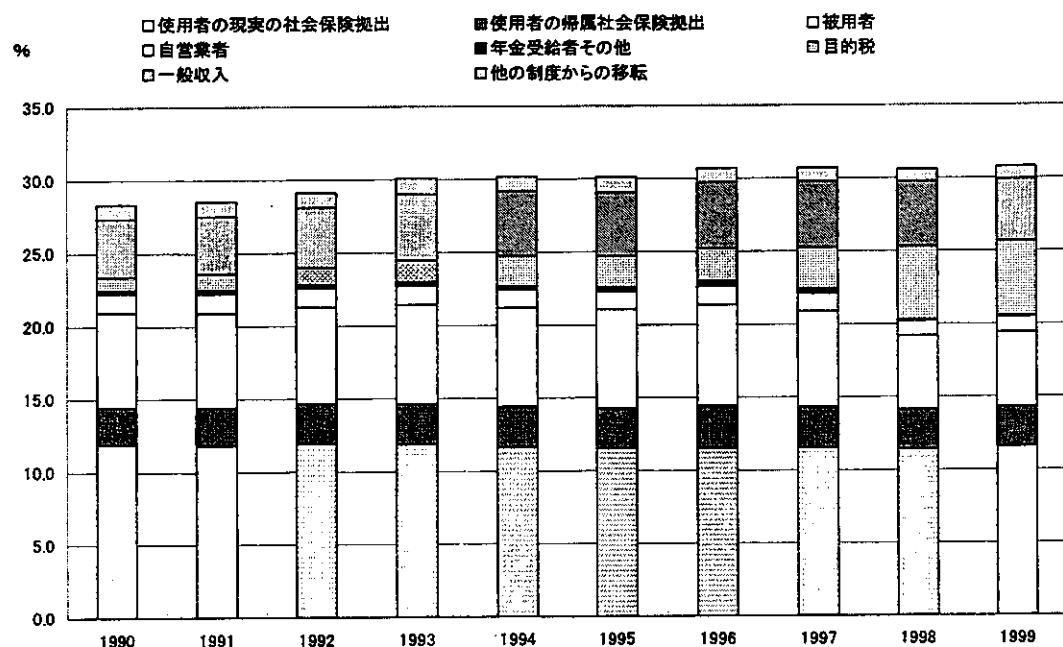
れるのである。

B)の分類（社会保護制度の収入発生源となる制度部門の定義）は、国民経済計算の定義と同一である。²しかし、社会保護支出として計上する費用が、国民経済計算で計上している費用とは異なるので、分類名と定義を援用したと言った方が正確だろう。

A)とB)特徴は「一般会計」の定義の違いで明らかである。すなわち、「社会保障基金」（年金保険、健康保険、雇用保険、介護保険などの社会保険組織を表す）が一般政府として計上されていることだ。A)の分類では、公務員の使用者たる一般政府が負担する事業（雇用）主保険料拠出は使用者の社会保障拠出に含まれるが、B)の分類では、一般政府に含まれる。B)で「家計」と分類される財源は、あくまでも社会保護支出の財源としての家計であるので、被保険者の社会保険料拠出や個人以外の組織や団体の負担などが含まれている。社会保護支出には、自己負担によるサービスの購入は含まれないので、保険外負担や窓口の一部負担は家計には含まれていない。

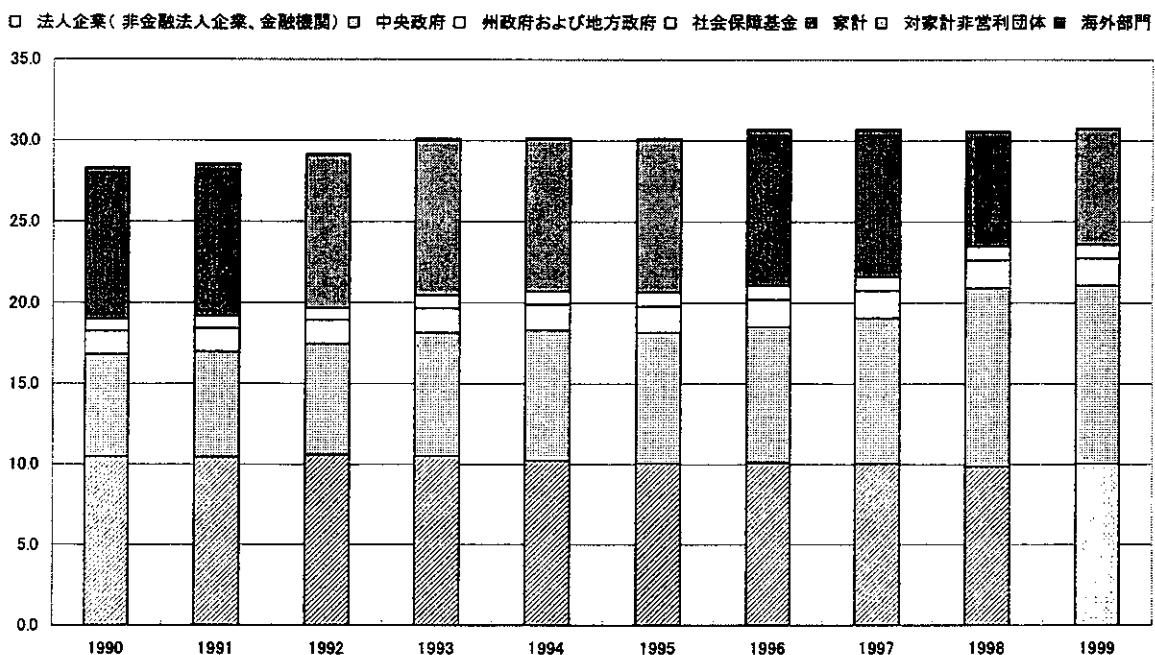
A)とB)の比較で最も興味深いのは、その国の社会保護の供給体制が公的なセクター中心であればあるほど、B)のような集計方法を採用した場合に、一般政府の負担の占める割合が大きくなっていることである。（スウェーデン、デンマークやフランス）公務員たる被用者の社会保険料は、たとえ事業主負担分だったとしても、発生源は「税収」を原資とした国庫である。そこで、国民負担率の議論と連動されて、公務員に係る費用の積算に関心をもつ財政学者や経済学者が多い。日本においても、B)のような収入発生源となる制度部門の分類を採用して、国家財政全体の負担議論をすることが望まれる。

グラフ2 フランスにおける財源構造の変化(対GDP比率)



² ESSPROS マニュアル 1996 年度版 翻訳版 p.32

グラフ3 フランスの財源構造(収入発生源別分類)

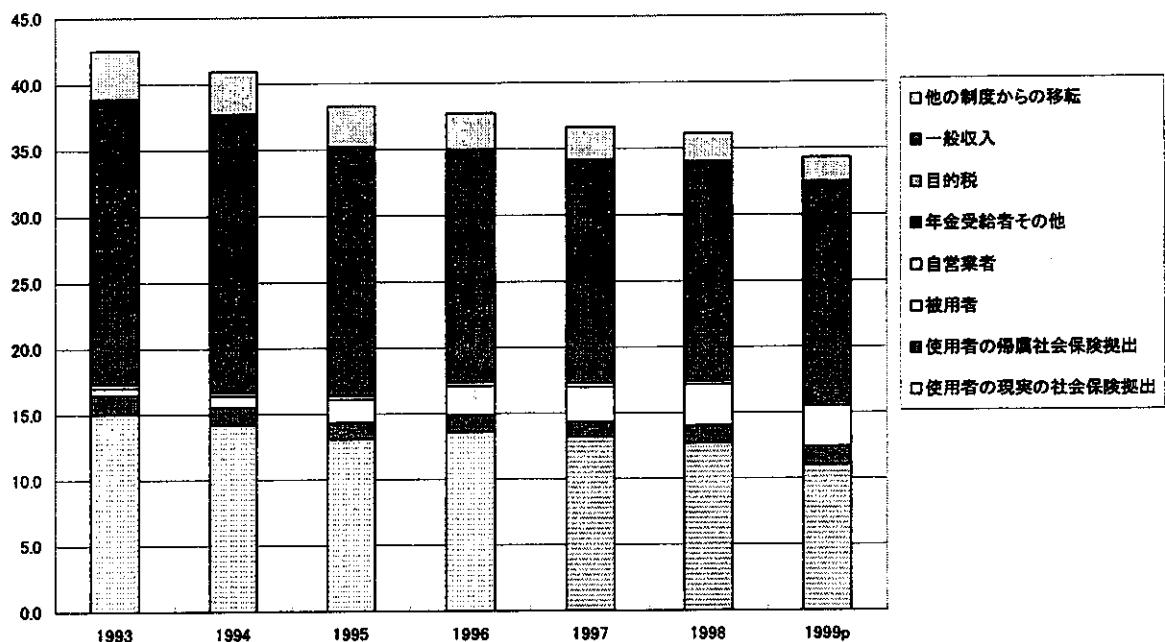


グラフ2及び3は、フランスについて、財源を二つの分類の詳細について表したものである。グラフ2では、財源において、間接税財源が1990年台はじめ徐々に大きくなってきたことがわかる。グラフ3においては、CSGの導入によって中央政府の財源が増加してきたことがわかる。フランスの場合、1990年代後半においては、収入の総額はGDP比率でほとんど変わっていない。しかし、その内訳を見ると財源をもとめる先のシフトが行われたことがわかる。

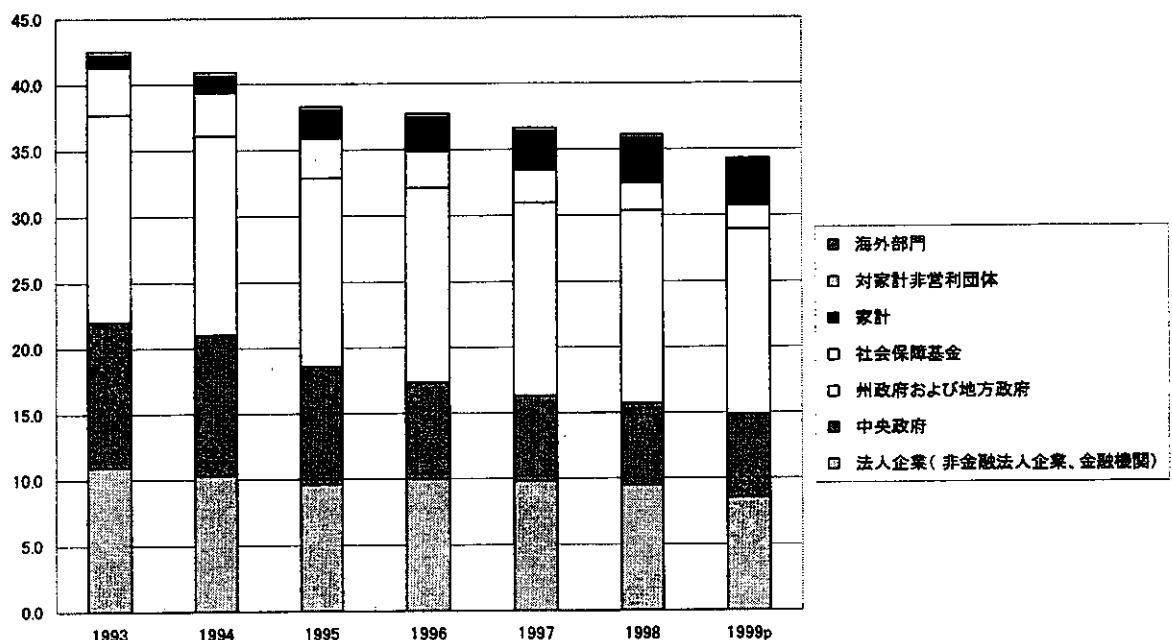
次のグラフ4グラフ5（次ページ）は、スウェーデンについて財源を2つの分類でみたものである。

利用した資料にスウェーデンについては1994年以降のデータしか無いため1990年代の前半のことはわからないが、1994年以降の財源構造は、社会保険拠出では、事業主から被用者へシフトし、一般収入の規模は若干減少したものの、内訳を見ると中央政府がその財源を減らしその代わり地方政府が財源を増やしていることがわかる。エーデル改革と呼ばれた一連の福祉供給体制の改革が、財源構造の変化を基礎として実行されたことがわかる。

グラフ4 スウェーデンの財源構造の変化(対GDP比率)



グラフ5 スウェーデンの財源構造(収入発生源別分類)



考察と結論

ESSPROS を使って、各国の社会保護財源の推移と特徴を概観したが、これらのデータを従来の社会保障給付の財源（いわゆる ILO 基準）とおなじ範疇の話だと早計に判断しては

間違いでいる。特に、ESSPROS には、企業と労働者間の労使協定による「私的給付」の一部を社会保護支出として計上するという特徴がある。ESSPROS が、EU 諸国における「社会的統合」の議論の裏付けとして作成されているからである。ESSPROS における財源の定義とその分析についてはさらに時間をかけて分析を行っていく。

参考

国立社会保障・人口問題研究所 ホームページ掲載に掲載された以下のデータベースを使用した。

ユーロstatt 2001 『社会保護支出統計』部分翻訳版

European social statistics / Social protection Expenditure and receipts 1980-99
THEME 3 Population and social conditions ISBN 92-894-2075-8

アネックス

グラフ 1 のデータ表

フランス グラフ 2 及び 3 のデータ表

スウェーデン グラフ 4 及び 5 のデータ表

5. フランスにおける社会保障負担のあり方に関する研究

＜分担研究者＞

筑波大学社会科学系教授 江口 隆裕

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「社会保障負担のあり方に関する研究」

分担研究報告書

フランスにおける社会保障負担のあり方に関する研究

分担研究者 江口 隆裕 筑波大学社会科学系教授

本研究では、フランスにおける社会保障負担のあり方、特に社会保険料と社会保障目的税との関係について研究した。

すなわち、従来フランスでは、労使による社会保障金庫の自治(autonomie)と表裏一体のものとして、社会保険料を社会保障制度の中心的財源としてきた。しかし、1991年に租税代替化(fiscalisation)の名の下に、所得を課税ベースとする賦課範囲の広い社会保障目的税である一般社会拠出金(CSG)が導入され、同時に社会保険料が引き下げられた。

その背景には、そもそも所得税のウェイトが低く、社会保険料の水準が高いというフランス独特の歳入構造があったが、この租税代替化は、単に財源を保険料から税に振り替えるためだけでなく、被用者の購買力を拡大し、消費を向上させるという経済にも配慮した政策選択であり、同時に社会党政権下であればこそ採ることのできた政策でもあった。また、失業者や高齢者も含め全ての国民が負担するという仕組みを導入することにより、現役の被用者に偏りがちであった負担の公平化を図ることも目的としていた。

その結果、被用者の保険料負担は軽減されたものの、総体としては社会保障負担は増大し続け、社会保障制度は依然として赤字に苦しんでいる。また、このような租税代替化は、租税と社会保険料との区別を曖昧にするだけでなく、社会保険方式固有の特色、例えば労使による制度の管理運営といったメリットを失わせるという問題点も内包している。

昨年6月に誕生した新たな保守中道政権の下で、社会保障の負担のあり方、さらには年金等の社会保障給付面についても見直しを行うのかどうか、今後の動向が注目される。

も解明した。

A 研究目的

本研究は、フランスにおける社会保障負担のあり方、特に一般社会拠出金(Contribution Sociale Généralisée:CSG)に代表される社会保障目的税と社会保険料との関係を考察することを目的とする。

B 研究方法

文献調査並びにフランス経済財政産業省及び被用者疾病保険金庫(CNAMTS)におけるヒアリング調査を通じて、一般社会拠出金導入の背景・考え方、さらには租税代替化の名の下の一般社会拠出金導入の見返りとして社会保険料を引き下げた理由など

C 研究結果

フランスの歳入構造は、そもそも所得税のウェイトが低く、社会保険料負担が高いという特徴を有していた。そういった背景の下で、社会保障制度の赤字を解消し、かつ、低迷する経済環境や失業問題に対応するため、所得に着目した賦課範囲の広い一般社会拠出金が導入され、同時に社会保険料が引き下げられたという理由が明らかとなった。

D 考察

フランスで導入された一般社会拠出金は、当時の状況に対応した 1 つの解決策ではあったが、国全体ないしは家計ベースで見ても、社会保障に係る負担が増大しているという事実は変えようがない。高齢化や失業問題等に対処するために社会保障負担が増大し、これが新たな負担増につながっていく、先進国の共通のこのような負担増スペイ larlとでも呼ぶべき現象が浮かび上がつて来た。

E 結論

昨年 6 月、政権が保守中道路線に代わり、ジュペプランの進め方や年金改革など社会保障を巡る大きな課題に新政権がどのような対応をみせるのか、予断を許さない状況にある。特に、社会保障負担の公平をどのように図っていくのか、負担のみならず社会保障給付面の見直しは行うのかどうか、さらには公民の役割分担の見直しにまで踏む込むのかどうかなど、引き続き研究すべき課題が山積している。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1 論文発表

なし

2 学会発表

なし

G 知的所有権の出願・登録状況

1 特許取得

なし

2 実用新案登録

なし

3 その他

なし